

雇児発 0704 第 7 号

平成 28 年 7 月 4 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

保育所等改修費等支援事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「保育所等改修費等支援事業実施要綱」を定め、平成 28 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 20 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「賃貸物件による保育所改修費等支援事業の実施について」、平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 21 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「小規模保育改修費等支援事業の実施について」、平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 22 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可化移行改修費等支援事業の実施について」、平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 23 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭的保育改修費等支援事業の実施について」及び平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 24 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業の実施について」は、平成 28 年 3 月 31 日限りで廃止する。ただし、平成 27 年度末までに採択したものについては、従前の例によるものとする。

保育所等改修費等支援事業実施要綱

1 事業の目的

平成 27 年 4 月に施行された子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業及び小規模保育事業の推進、「待機児童解消加速化プラン」に伴う保育の受け皿拡大を図るため、賃貸物件による保育所を設置するための改修、賃貸物件等により新たに小規模保育事業を設置するための改修、認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業への移行に当たって必要となる改修、家庭的保育事業の実施場所にかかる改修及び幼稚園における長時間預かり保育の実施に必要な改修等に要する経費を補助することにより、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

3 事業の内容

(1) 賃貸物件による保育所改修費等

賃貸物件により、保育所を新設、定員の拡大、老朽化に伴い必要となる経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く。））の一部を補助する。

(2) 小規模保育改修費等

賃貸物件等を活用した小規模保育事業所を新設、定員の拡大、老朽化に伴い必要な経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く。））の一部を補助する。

(3) 認可化移行改修費等

認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業への移行を希望する認可外保育施設に対して、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第 32 条に規定する保育所に係る設備に関する基準又は家庭的保育事業等の設備及び

運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第 28 条又は同基準第 32 条により準用する第 28 条に規定する小規模保育事業に係る設備に関する基準を満たすために必要な経費（改修費等、賃借料（改修期間中の建物賃借料及び礼金を含み、敷金を除く。））の一部を補助する。

（4）家庭的保育改修費等

家庭的保育者又は家庭的保育者を雇用する保育所を経営する者及び NPO 法人等が、その居宅や賃貸アパート等で家庭的保育事業を実施する上で保育環境を整えるために必要な経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く。））の一部を補助する。

また、家庭的保育事業を実施するに当たり、連携保育所として育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所を経営する者が、保育環境を整えるために必要な経費（改修費等）の一部を補助する。

（5）幼稚園における長時間預かり保育改修費等

幼稚園を 11 時間以上にわたり開園し、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動（以下「長時間預かり保育」という。）等を行う私立幼稚園であって、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は小規模保育事業への移行を希望している私立幼稚園に対し、事業の開設に必要な経費（改修費等）の一部を補助する。

※ 上記（1）から（4）の補助対象経費のうち、賃借料については、毎年 4 月 1 日以降開所までに発生するものに限る。ただし、当該賃借料の補助を受けた年度の翌年度以降に開所する場合は、補助を受けた年度の 3 月 31 日までの間とする。

4 対象事業者

（1）賃貸物件による保育所改修費等

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所を経営する者。ただし、地方公共団体が設置する場合を除く。（公立施設を活用して保育所を運営する民間事業者であって、当該事業者が当該施設を改修する場合を含む。）

(2) 小規模保育改修費等

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 66 号）第 43 条に基づき特定地域型保育事業者（小規模保育事業に限る。）として市町村長の確認を受けた者又は当該確認を受けることが予定されている者（公立を含む。）

(3) 認可化移行改修費等

「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」（平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 36 号）の別添 1 「認可化移行運営費支援事業実施要綱」（以下「認可化移行運営費実施要綱」という。）に掲げる実施要件を満し、認可化移行運営費実施要綱に掲げる期間内に児童福祉施設設備運営基準第 32 条、家庭的保育事業設備運営基準第 28 条又は同基準第 32 条に規定する設備基準を満たす認可外保育施設を経営する者

(4) 家庭的保育改修費等

子ども・子育て支援法第 43 条に基づき特定地域型保育事業者（家庭的保育事業に限る。）として市町村長の確認を受けた者又は当該確認を受けることが予定されている者（公立を含む。）

(5) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等

「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」の別添 2 「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業実施要綱」（以下「長時間預かり実施要綱」という。）に掲げる実施要件を満し、長時間預かり実施要綱に掲げる期間内に幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は小規模保育事業への移行を希望する私立幼稚園を経営する者

5 対象事業の制限

(1) 次に掲げる場合については、本事業の対象としないものとする。

- ① 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる場合
- ② 施設整備を目的とする場合（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）

(2) 本事業による賃借料の補助は、1 の保育所・事業所につき 1 回限りとする。

6 留意事項

- (1) 4の(1)、(2)及び(4)の対象事業者が子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条の規定に基づく施設型給付費、同法第29条の規定に基づく地域型保育給付又は同法第65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において賃借料加算の適用を受ける場合は、本事業による保育所等の開所以降に生じる賃借料の補助を受けることができない。
- (2) 4の(3)について、認可化移行運営費実施要綱に掲げる期間内に認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業として必要な基準を満たさなかった場合、補助金の返還を命ずることができるものとする。
- (3) 4の(5)について、長時間預かり実施要綱に掲げる期間内に幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は小規模保育事業として必要な基準を満たさなかった場合は補助金の返還を命ずることができるものとする。

7 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。